

これまでの協議の場等での ご意見への対応について

内閣官房
人口戦略本部・全世代型社会保障構築本部事務局

これまでの協議の場等でのご意見を踏まえた対応策①

	ご意見	対応
支給回数	事務負担を考慮し、 年1回 とする必要 [実務検討チームでのご意見] ・事務負担を考慮すると年2回の給付は困難 ・申請期限を設けた年1回給付とすべき	支給回数は 年1回 とする
	消費税減税終了時の措置 については、消費税減税の終了と「所得に連動した給付」との関係をよく整理し、十分検討した上で具体的な仕組みを示す必要	令和11年4月 に、令和10年度の受給資格者に対して 令和11年度以降の制度による支援額（半年分相当）を先行して支給 する（5ページを参照）
こども加算	児童手当など既存の制度の活用を検討すべき。 本制度で加算を行う場合、 市町村の事務負担を軽減するための方策 を検討する必要	課税実務を通じて得られた扶養親族の情報を活用して給付を行う ※児童手当の制度において対応することについては、社会保障国民会議において、「児童手当の給付は、所得制限が撤廃され、ユニバーサルに行われるようになっていて、中低所得の子育て世帯に集中的に支援できない」などの意見あり。
問合せ対応	国のコールセンターにおいて、単なる制度の説明にとどまらず、 給付対象に該当するかどうか、給付額について具体的に回答できる体制 を整備する必要 [実務検討チームでのご意見] ・住民が役所へ問い合わせたり来庁したりする前の段階で、自身の対象可否や必要な手続きを把握できるような周知方法を検討すべき	国によるコールセンターを開設するとともに、ウェブサイトで給付対象者が自ら給付額を算定できる仕組みを構築 し、本人から所得額等の情報提供があれば国のコールセンターでも給付見込額等を案内できるような国民の問合せに丁寧に対応する仕組みを構築
	国において、専門部署を設けて 自治体からの問合せに迅速に対応 するとともに、 十分なサポート体制を構築 する必要。 [実務検討チームでのご意見] ・地方団体からの問合せに対応する国の窓口強化も必要	国において、 自治体からの問合せに迅速に対応 する体制を構築
	問合せ対応等にあたる 現場の職員を支える対策 を確実に講じていただきたい。	市町村窓口から円滑に国のコールセンターに案内 するためのマニュアルの作成等も含め対応。

これまでの協議の場等でのご意見を踏まえた対応策②

	ご意見	対応
申請・審査 ・振込	地方税情報のみでは把握できない非課税者の対応について、多くの事務負担が生じることが予想されるため、市町村に新たな情報の把握や収集を求めることのない仕組みが必要 [実務検討チームでのご意見] ・非課税者の申告の受付について、税務署の協力体制が必要 ・給付に必要な情報は、税の申告手続きで得られるもので完結するようにすべき	非課税者であっても積極的に確定申告を行っていたくよう、国として広報を行う ※非課税者として対応が必要になるのは、事業所得や雑所得（業務）がある方で給付要件を満たす場合（給与所得のみの方は不要）の想定。
	給付額の決定後に税情報が修正された場合の対応について、給付事務の円滑な執行の観点から、事務負担の軽減を図る必要 [実務検討チームでのご意見] ・所得情報等の変更を都度給付額に反映することとした場合、過度な事務負担が生じる ・いつの時点の所得情報を用いるかは全国一律の基準が必要	認定請求・職権認定の期限を設定し、期限後の税情報の変更には対応不要とする
	公金受取口座について、登録率の向上だけでなく、公金受取口座情報の適切な更新や、有効であることの確認について、国の責任で対応すべき [実務検討チームでのご意見] ・公金受取口座利用の効果を上げるためには、登録率の向上だけでなく、情報が最新化されることも重要 ・申請なしで給付金が受け取れる説明だけにとどまらず、口座の登録や確認の方法についても丁寧に周知されたい	公金受取口座を登録している場合は、申請なしで給付を行えるよう法制上の措置を講じる 口座情報の正確性の確保や照会対応能力の強化のためのシステム改修を実施 公金受取口座の登録推進のため、国として広報を行う

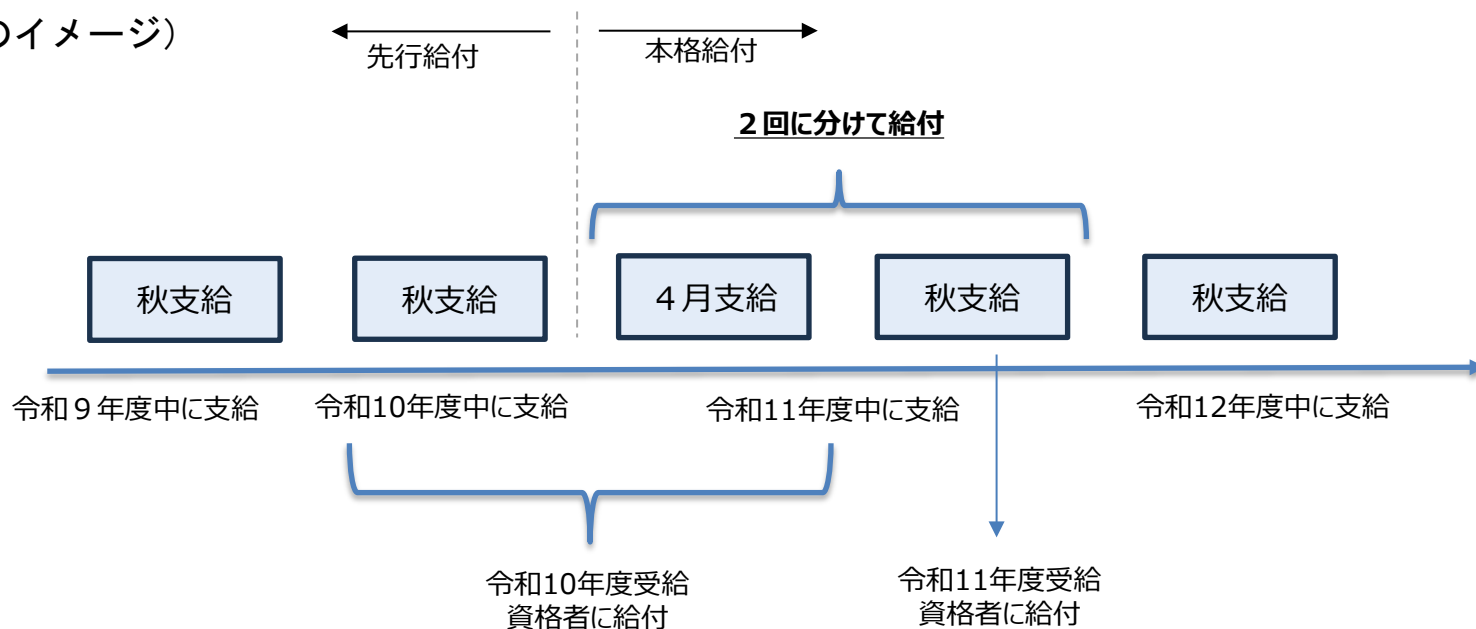
これまでの協議の場等でのご意見を踏まえた対応策③

	ご意見	対応
申請・審査 ・振込	給付支援サービスについて、利用できない自治体が出ることも想定される。システム構築等に当たり、市町村の実情を踏まえるべき [実務検討チームでのご意見] ・国が全国共通のシステム及び計算ツール等を整備し、一連の業務をシステム内で実施できるようにすべき ・給付額算定ツールや給付支援サービスについて、データの再入力や個別のデータ加工を極力不要とすることで、事務負担の軽減や給付事務の正確性向上に配慮されたい	必要な情報をアップロードすれば対象者ごとの算定額が計算される給付額算定ツールを国が無償提供
		給付支援サービスを国で一括契約した上で提供し、紙申請の場合の対応も含めて、市町村の実務を踏まえた負担軽減のための機能拡充を実施
		システム改修等に要する経費について、給付支援サービスを利用しない場合も含め、制度導入に際しては全額国費措置としつつ、その後も、制度の実施状況等を踏まえ、地方の事務執行に支障が生じないように、国において必要な対応を行う
その他	今回の制度の目的である就労促進について、給付だけで完結するものではなく、相談等と一体で実施する必要。市町村において実施する施策に対して、財政措置を講じる必要。	就労促進に係る地方公共団体の役割に応じた対応の在り方について、検討を行う
	マイナンバーの活用にあたって必要となる個人情報保護への対応については、地方に新たな負担が生じないように、国が責任を持って措置いただきたい。	マイナンバー活用に伴う特定個人情報保護評価（PIA）をはじめとする個人情報保護のための措置について、自治体向けのガイドラインの作成等も含め対応。
	制度の意義や目的、具体的な仕組みについて、国において国民の皆様へ周知いただきたい。	制度の意義等について、特設サイトをはじめ、あらゆる媒体を通じ、国において積極的な広報を行う。

飲食料品に係る消費税率引下げ終了時の対応について

- 令和11年度中に支給される支援金については、飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げの終了時に、令和11年度以降の支援金に円滑に接続するため、
 - ・令和11年4月に、年度替わりの自治体の事務負担を十分考慮しつつ、令和10年度を受給資格者に対して令和11年度以降の制度による支援額の半年分相当額を基本とした額を先行して支給する。
 - ・その後、令和11年度を受給資格者に対して当該支援額の半年分相当額を基本とした額を支給する。
 - ・自治体の事務負担を考慮した具体的な執行等については、地方と協議する。

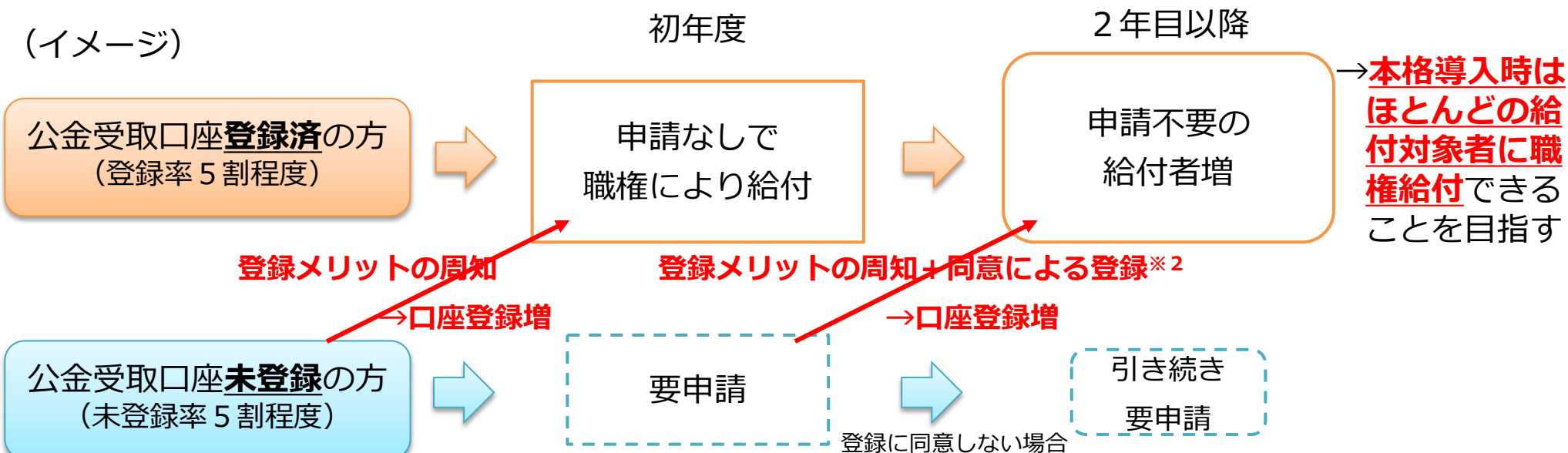
(給付のイメージ)



「所得に連動したきめ細かな給付」における公金受取口座の活用について

- 従来の経済対策等における給付金は、予算措置であるため、民法の贈与契約として、対象者の受給意思確認が必要。
- 今回の「所得に連動したきめ細かな給付」については、公金受取口座を登録している場合は、対象者からの申請なしに、職権で給付を行えるよう法制上の措置を講じる。
- これにより、公金受取口座を登録していれば申請なしで円滑に給付を受けられることについて、大きなメリット・インセンティブとして積極的に周知を図り、公金受取口座の登録を促す。
- 併せて、公金受取口座を登録していない方の場合には、申請があった給付の受取口座を、本人の同意（登録に同意しない場合のみ、申請書にその旨を記入）を得て、公金受取口座として登録する。
- これらの措置を通じて、公金受取口座の利用による職権給付を原則化し、自治体の事務負担を最小化※¹。

(イメージ)



※¹ こうした公金受取口座の徹底活用のため、公金受取口座登録システムにおける口座実在確認等の機能や照会対応能力の強化を図るほか、給付額を算定するツールや給付事務を管理するサービスの提供、国によるコールセンターの設置など、国が前面に立って事務負担の軽減策を講じる。

※² 自治体における登録事務の負担軽減に資するようなシステム改修等を検討中。

◆ 就業者負担軽減支援金について

(1) 就業者負担軽減支援金の支給に要する費用については、

- (i) 中低所得者が負担している国税（所得税等）、地方税（個人住民税等）、社会保険料などの負担の軽減を図ることを目的としたものであることから、税制等により負担を求めている主体（国・地方）が、求めている負担の割合を踏まえて財政負担することが適切であること
- (ii) 本制度は社会保障制度と密接不可分な制度であり、社会保障制度については、現金給付も含め、国と地方がそれぞれ応分の財政負担をしながら制度を支えてきたこと

を踏まえ、その3分の2以上を国が負担し、残余のうち2分の1ずつを都道府県と市町村がそれぞれ負担することとし、費用の負担割合の決定に際しては地方と協議する。

※国が負担する額については国が市町村へ、都道府県が負担する額については都道府県が市町村へ、それぞれ交付する。（市町村の国に対する申請等については、都道府県でとりまとめ等を行っていただくことを想定。）

(2) (1) の地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上するとともに、一般財源総額を増額確保する。個別団体の地方交付税の算定に当たっては、地方負担の全額を地方自治体に見える形で基準財政需要額に算入する。

- (3) 国は、就業者負担軽減支援金の支給に要する費用についての市町村の負担が発生することに対処し、就業者負担軽減支援金の支給の円滑な実施を確保するため、**普通交付税の交付を受けないと見込まれる市町村（特別区を含む。）に対して**、当該市町村における負担に相当する額を上限として、**当分の間、特別交付金を交付**する。
- (4) **令和9年度及び令和10年度**においては、(3)に関わらず、就業者負担軽減支援金の支給に要する費用についての市町村の負担が発生することに対処し、就業者負担軽減支援金の支給の円滑な実施を確保するため、**全ての市町村に対して**、当該市町村における負担に相当する額について、**特別交付金を交付**する。
- (5) **事務費やシステム改修等に要する経費**については、**制度導入に際して全額国費措置**としつつ、その後も、制度の実施状況等を踏まえ、地方の事務執行に支障が生じないよう、国において必要な対応を行う。

※都道府県において、市町村に職員を派遣する場合に要する経費や、交付金・補助金等の交付事務（市町村の国に対する申請の取りまとめ等）に要する経費を含む。

◆ 飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げについて

令和9年度及び令和10年度の飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げによる地方消費税の減収額は、**全額を地方特例交付金により補填**するとともに、各年度において**必要な地方交付税総額を適切に確保**する。

将来的な「国と地方の役割分担」の在り方等に関する地方との継続的な協議・検討について

「『給付付き税額控除』の制度導入の基本方針」（令和8年8月5日閣議決定）（抜粋）

- 社会の構造変化や情報インフラの進展等の中で、社会保障制度や税制の見直し、各種行政サービスに関する役割分担等に関する議論なども踏まえ、**国と地方の役割分担は変わり得るものと認識し、国と地方の間で制度導入後も継続的な検討を行う。**
- コロナ禍の反省も踏まえ、ミニマムな事務コストでタイムリーな給付を可能とすることが喫緊の課題であるが、**国が直接給付をする場合**、全国民の情報を保有するためのシステム上の対応や組織・体制整備を含めたオペレーション上の対応が必要となり、**実現に相当の期間を要する**。将来的な方向性も十分に考慮しながら、まずは近年整備が進められてきた既存の情報インフラを十分に活用しつつ、更なる情報連携やDX化等による業務効率化を図り、政策効果の把握にも留意しつつ、安定的かつ迅速な対応が可能となる社会インフラの整備を図る。こうしたインフラが整えば、緊急時に迅速な給付を行うことも可能となる。

＜国による直接給付の検討に際しての論点＞

- ・システム上の対応^{（※）}に加え、組織・体制整備を含めたオペレーション上の対応
- ・国が、自治体が保有している住民情報や地方税情報を把握することについての整理
- ・「給付付き税額控除」の制度の将来像についての検討
（税額控除との組合せを行うべき、その際、国税や地方税の減税を行うべきとの主張もあり）
- ・各種行政サービスに関する将来的な「国と地方の役割分担」等に関する議論 等

※ システム上の対応としては、非常時などの対応も想定し、「デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和8年7月21日閣議決定）」を踏まえ、官庁会計システム（ADAMSⅡ）の改修等に着手し、着実に改善

＜その他＞

- ・「所得に連動したきめ細かな給付」に関する費用の負担割合等の協議、「実務検討チーム」における検討の継続
- ・これまで個別の政策目的に応じて実施されてきた各種給付の在り方の検討

「飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱」において、「政府は、社会の構造の変化及び情報システムの整備の進展その他の状況の変化、社会保障制度及び税制の見直し、行政事務に関する国と地方公共団体との役割分担その他の地方制度の在り方に関する調査審議等を踏まえ、**本制度の実施に関する国と地方公共団体との役割分担の在り方その他円滑な制度の実施に必要な事項について、「給付付き税額控除」に関する国と地方の協議の場**において地方と十分に協議を行い、継続して検討を行う」ことを明記。

